

平成30年度第4回嬉野市政治倫理審査会

閲覧用会議資料目次

No.	資料名
1	第4回嬉野市政治倫理審査会次第
2	(資料1) 第3回審査会の内容確認
3	(資料2) 審査会から事務局への調査依頼事項について
4	誤記の訂正 <請求者提出資料>
5	鑑定意見書その3 <請求者提出資料>
6	1月25日付陳述書における疑問点等 <請求者提出資料>
7	国家公務員の倫理保持のためのルール <請求者提出資料>
8	天狗工房 WORK制作実績 <請求者提出資料>
9	第3回審査会における事務局回答に対する疑問点、指摘 <請求者提出資料>
10	第3回審査会委員発言への請求者意見 <請求者提出資料>
11	村上大祐市長への質問 <請求者提出資料>
12	論点整理 <請求者提出資料>
13	村上大祐市長上申書への反論 <請求者提出資料>
14	2月5日付陳述書における疑問点等 <請求者提出資料>
15	斎藤文男九州大学名誉教授の意見陳述について <請求者提出資料>
16	弁明書(6) <被請求者提出資料>
17	上申書 <被請求者提出資料>

平成30年度第4回嬉野市政治倫理審査会次第

日時 平成31年2月14日(木) 15:00
場所 嬉野市中央公民館 大集会室

1 開会

2 議事

(1) 第3回審査会の内容確認 (資料1)

(2) 審査会から事務局への依頼事項について (資料2)

(3) 疑義内容にかかる審議

■請求者からの提出資料 ①～⑫

■被請求者からの提出資料 [1]、[2]

(4) その他

3 閉会

資料 1

会議録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会	
開催日時	平成31年2月1日(金) 16:00~17:00	
開催場所	嬉野市中央公民館(塩田公民館)2階 大集会室	
傍聴の可否	①・不可・一部不可	傍聴者数 29人
傍聴不可・一部不可の場合はその理由		
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、光武英文委員、渕野美喜子委員
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長
	その他	
会議の議題	別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり	
配布資料	別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり	
審議等の内容	別紙のとおり	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	1. 開会		
内容	事務局より開会を行った。		
会長	1. 開会 事務局より、開会を行った。 議事を始める前に傍聴者にお願いがある。本日の会議は公開で行っている。傍聴人におかれましては受付で配布した注意事項を必ずお守りいただくようお願いする。お守りいただけない場合には退席を命ずる場合があるのでよろしくお願いする。 また、録画・録音については、前回同様、一般傍聴者には許可しないことと/orしてるので、ご了承いただきたい。		
審議経過			
その他	傍聴人の定員については、嬉野市政治倫理条例施行規則第5条に嬉野市議会傍聴規則の例によることと規定しており、嬉野市議会傍聴規則第2条の規定により20人としているが、会長の許可により、20人を超えた傍聴者数となった。		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	2. 議事(1) 第2回審査会の内容確認		
内容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」資料1</p>		
審議経過	<p>議長</p> <p>それでは議事を進行する。本日は委員全員の出席があるので会議は成立している。</p> <p>まずは、「第2回審査会の内容確認」について、事務局から説明をお願いする。</p> <p>事務局</p> <p>前回の審査会の確認として、資料1の会議録を作成しているのでご覧いただきたい。</p> <p>前回は、まず、第1回審査会の議事録を委員に確認していただき、原案のまま公表することをご確認いただいた。次に、第1回審査会で委員から調査依頼のあった件について、事務局から報告をさせていただいている。その後、疑義内容にかかる審議が行われた。</p> <p>まず、説明会開催請求の請求代表者の交替について審議され、代表者交替を認めることを決定された。提出された書類は、請求代表者の変更を行い、添付書類は今までに提出されたものを使い審議することになった。</p> <p>次に、調査請求について審議が行われた。利害関係者からの接待なのか、利害関係者ではなくても供應接待にあたるのかなどの観点から委員の意見が出されている。事実関係を確認するにはまだ情報が不足しているとして、会食の参加者や茶師プロジェクトについての調査依頼があった。また、市との契約関係についても合わせて調査するよう依頼があった。当日参加した市長及び市職員2名の陳述書をタイムスケジュールと共に提出させるよう事務局に依頼があった。審査については、調査事項を確認して進めていくということになっている。</p> <p>請求者側から及び被請求者側から審査会へ資料の追加提出が隨時あっているが、資料の提出は会議の3日前までに行うよう会長からお願いされた。</p>		

	<p>以上が、前回の審査会の内容となる。議事録については、ほぼ発言内容に沿った形で作成しているのでご確認いただきたいと思う。委員から議事録の修正があれば、訂正し、なければこのままで前回取り扱った会議資料と合わせて、議事録を公開することとする。</p>
議長	<p>事務局から説明があったが、委員の皆様からご意見はないか。議事録の修正等は特にないか。特にご意見はないようなので、このまま議事録を公表することとする。</p>
その他	

議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題		2. 議事（2）請求者側からの補正申入れ書について	
内 容		嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」資料2	
審議経過	議長 委員 議長	議事の（2）「請求者側からの補正申入れ書について」を議題とする。前回、説明会開催請求の代表者の補正を認めることで当審査会では決定しているが、今回調査請求と合わせて代表者の補正申し入れがあつてはいる。これについて、委員の皆様からご意見はないか。 特にない。 この件については特に意見かないで、補正の申し入れについては、補正をされたということで承った。	
その他			

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	2. 議事（3）審査会から事務局への依頼事項について		
内容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」資料3		
審議経過	議長 事務局 議長	次に議事（3）「審査会から事務局への依頼事項について」を議題とする。前回の会議で、審査会として調査したい事項について事務局に依頼した。これについて、事務局からの回答を求める。 前回の審査会で調査依頼があったので、事務局で資料収集を行い、資料3としてその回答を出させていただいている。回答及び陳述書等は2ページ目以降につけているので、ご確認いただきたい。 事務局から説明があったが、委員の皆様からご質問等はないか。なければ、これを審議の資料として取り扱わせていただく。	
その他			

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	2. 議事（4）疑義内容にかかる審議		
内容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	議長	それではここから「疑義内容にかかる審議」に入る。今回の配布資料のうち、審議に係る資料を確認する。 請求者側から①～⑧の追加資料と斎藤教授の鑑定意見書その2の補足資料が提出されている。また、被請求者側からは弁明書（5）、弁明書に係る訂正の資料が提出されている。 それでは、調査請求の件を議題とする。前回の審査会の流れを踏まえ、委員の皆様からご意見をいただきたいと思う。発言の際はマイクを使い、名前を発言されてから意見を述べていただくようお願いする。今回、市長と市長が参加した会食に伴ってそこに参加されていた方の名前も明らかになっているので、そのあたりはどうか。	
	委員	今回、資料3として資料が出ているが、具体的な状況がよく分かるかと思う。議論をする上で重要な資料がほぼ出揃った感じはする。	
	議長	事実関係において、請求者側から提出された資料も含め、まだその他に調査が必要などお気づきの点はないか。	
	委員	資料を見た段階で、もう少し確認したいのが、茶師プロジェクトについてである。調査回答書には無いとしてあるが、この点が請求者側と違うということで、かけ離れているということで、このへんが具体的にあるのか無いのか、文書があれば提出していただきたい。もう一点が、嬉野創生機構の代表者とKさんとTさんの関係。個人的ではなく会社的に関係があるのかどうかということについて、ご存知であればその資料も提出していただきたい。そうすれば、少しは判断の参考になるのではと思うので、その様な資料があれば、この二点を参考資料として出していただければと思う。	

	議長	他にご意見はないか。提出されている資料で客観的に分かるというところから見ていくと、最初に請求者側から出しているメールのやり取り、ラインであるが、これは当然に問題視される前のやり取りであるので、ある程度信用性というか、かなり高いと思う。茶師プロジェクトという名前まで出ているが、これを前提に、これに関連するメンバーが7月9日の会場にいたということでは、私としては認められるのかなと思っている。この件について、何かご意見はないか。
	委員	基本的には私も同じ認識であるが、この会食のメンバーの中で漫画家のFさんもいるが、この方も茶師プロジェクトの関係者なのか。そこがはつきりしていない。
	議長	<p>資料を見せていただいた中で議事録には登場する方でラインのメンバーにも出ている方である。だから、一連の流れの中ではある程度関与されている方と判断するが。</p> <p>今回の会合の性質についてであるが、市長の方からはあくまでも私的な会合だと言う点もあり、形としては、市の職員から誘われる様な形で行ったということであるが、会合の性質について何か今までの資料から思われた点はないか。</p>
	委員	<p>市長と職員2名のセグウェイの視察であるが、これが6月25日に決まったということになっている。そして、7月3日に市長が視察に同行するということに決まっているようであるが、市長の陳述書では、その直前にとなっており、少しタイムラグの問題があるように感じる。また、セグウェイの視察にKさんとTさんが同席した、Kさんは実際にセグウェイに同席した写真があるが、セグウェイはどうして一般の方を連れて行くのか、そこが非常に疑問である。そして、誘われたのが、視察の帰りということであるが、当事者がセグウェイに同行しているので、言うとすればそこで言うのが普通ではないかということ。また、市長の弁明書の中で、漫画家の方とか妖怪ウォッ奇関係の方とか詳しく書いてあるが、この方々が参加されたのは10時(22時)か10時(22時)半ということで、実際市長が参加した19時から22時までの3時間はどういう話をしているのか、自己紹介の他に何を話されていたのか、そこらあたりが分からぬ。この資料を見て、私が思ったのはその二点である。</p>
	委員	先ほど委員が言われた様にセグウェイに同行されたと思われる2名の方ですが、タイムスケジュールが出ているが、その中で、羽田

	空港で市長が合流をしてセグウェイに移動とされているが、市長の陳述書の中では、7月9日早朝より上京し、午後1時頃職員2人と共にセグウェイジャパンを訪問したと記載されており、同行者の2人の方については記載されていない。それは同行を書けない何かがあるのかなと推測したのですが、いかがか。
議長	書けないと言うのは市長の陳述書の中にということか。
委員	市長の陳述書の中には職員以外の名前は書かれていないので、意図的に書かれていないのか気になったのだが。
議長	提出された市長の陳述書と他の資料との照らし合わせでそういう印象を持たれたということか。
委員	そうである。
議長	議論の大前提で今回問題となっている点を確認すると、7月9日の会食にどういう方がいて、どういう性質の会合であったのか。7月9日の会食に参加された方々の性格性と会合そのものの性格性。今おっしゃられたのは会食前のセグウェイとかの観察で、この会合に参加された方もいた様だと、これはおそらく請求者側から出ている写真から言えるのではないかと、そうすると、会合自体の性質、問題性に何か影響があるとの考え方であるか。
委員	参加を呼びかけているのは誰かというところにかかるくるかと思う。セグウェイの帰りに職員から会食を予定されているので、参加しませんかと話があつて。その中に2人が来られて、その方々からの誘いはなかったのかどうかというところで、利害関係人に關係してくるのかなと思うのだが。齊藤先生の地位利用という点で、職員の呼びかけで出た場合と、業者の方からの呼びかけで出た場合に、その地位利用というのが比較できるのかなと思ったのだが。
議長	第1回、第2回の会議で嬉野市政治倫理条例第4条の解釈として、文言だけでは何とも言えない、こちらも認定しづらいということもあるので、国家公務員の倫理規程を参考にするということで、その中で重要となりそうなファクターとしては、利害関係者であるかどうか、それが供應接待にあたるかどうか、利害関係者にあたらなくとも度を過ぎた社会通念を超えるような供應接待の問題がある。こ

	<p>彼らが争点と言うか、考えるべき論点として整理をしたかと思う。利害関係者ということに限った場合に、会合のメンバー、従前の茶師プロジェクトのやり取りからして利害関係にあたるかどうかという点で何か考えはないか。</p>
委員	<p>茶師プロジェクトについては全く見えない。本当にそういうものがどこまで進んでいたのか、そこを明らかにしないと、実際に利害関係があるかどうか分からぬ。実際、茶師プロジェクトが立ち上がってどこまでやっていたのか、そこをもっと知りたい。</p>
議長	<p>その点について、委員から補足やご意見はないか。</p>
委員	<p>茶師プロジェクトがどこまで具体的になっていたのか、私もここが重要な点と思っている。利害関係者にあたるかどうかという判断においても、供應接待にあたるかどうかという判断においても重要な意味を持つものだと思っている。資料を見る限りは具体的には判断できない。ここはもう少し知りたいところはある。先ほどあつた市長の行動の疑問点、セグウェイ視察の件や当日の19時から22時までの件、これらは市長に直接お伺いする方が早いと思う。市長の話をお伺いしたいと思う。おそらく次回になると思うが、その時に確認できたらと思っている。判断の枠組みについては、斎藤先生からのご意見もあつて、基本的には同じ様なことをおっしゃられている。結局、供應接待が問題であり、その判断については、国家公務員倫理法の規定が一番客観的だと思う。その上でさらに市民目線からみて条例の趣旨からみて適切な行為かどうかの判断をすべきと思う。まずは前回確認したが、本件の会食が禁止行為にあたるかどうかを確定させること、そのために市長のお話をお伺いする、そこが重要だと思う。さらに、茶師プロジェクトについてもう少し内容を知りたい。茶師プロジェクトのメンバーが色々いらっしゃるが、どのような関わりがあるのか、中心となられている方はどなたかなどが分かれば、なお判断がしやすいと思う。</p>
議長	<p>市長に直接事情を聞くということは必要ではないかと考えている。60日の制限もあるので、ある程度早い段階で次回市長の日程がつくようであれば、お呼びして話を聞きたいと思っている。もう一つ、茶師プロジェクトについて、事業者の集まりで事業体のようなものかなという程度で、具体的なものはなかなか分からぬと思っている。しかし、これはどこに調査をすれば具体的な中身が分かるのかという点で、どうしてもこれが茶師プロジェクトというとこ</p>

	ろに関わてくるので、今回名前が出ている方々の陳述書とかなると、どこまで実効性のある調査になるのかなと正直思っている。現在有る客観的な資料としては、ラインのやり取り、記載された資料、ここから判断していく面が大きいのかなと考えている。その他に、調査事項で市の方から茶師プロジェクトについて具体的な提案かあっていたという事実は無いという報告は正式に受けているので、そこも検討していきたいと思っている。
委員	茶師プロジェクトで中心的に動いている女性の方がいらっしゃると思うが、少なくともその方からの陳述は欲しいと思う。どうしてその様に動いていたのか、そこの詳細はおさえる必要があると思うので、最低でもそこはお願ひしたいと思う。
議長	他に今回の条例に抵触しているかどうかの判断に必要な資料として追加で求めるようなご意見はないか。
委員	会食には嬉野創生機構からも参加されている。先ほどお願ひしたが、嬉野創生機構とKさんとTさんの仕事上の関係があるかどうかについてあれば出していただければと思う。
議長	利害関係者の範囲について、今回、請求者側から当初言われているが、それを前提として検討しているが、NACという会社の代表者がそれにあたるかどうか、それから、飲食の提供が問題になる行為かどうかということになるが、利害関係者の範囲はご異論はないか。
委員	それに沿った形で結論を出す必要があると思う。どんどん広げていけばきりがない。先ほど委員が言られたとおりある程度基準を示して判断をしていく必要があるのではないかと思っている。
委員	嬉野市政治倫理条例では禁止行為が抽象的であり、客観的に判断をするための資料が必要で、それが一番分かりやすいのが、国家公務員倫理規程であると思う。斎藤先生の意見でもあるように、公務員倫理と政治倫理とは違いがある。そこは了解しているが、共通するところもあるが、政治倫理は権限がもっと広いと思う。それを広く解釈すればいいのであって、職務権限の範囲について、首長の場合は広い権限を持っている。利害関係者かどうかは、因果関係だけでいいけばさりげなく広くなっていくのでどこかで区切る必要がある。もともと政治倫理条例の条例違反というのは、首長あるいは議

	<p>員さんが公職の代表として審査会がふさわしくないと判断をする、そういうことだと思う。そういう意味でも、やはり重い判断で、しかも法的地位に関わる話であるので、できるだけ明確でなければならない。そういう意味で公務員倫理規程をあげている。これは国家公務員でも当然守らなくてはいけないわけであるから、それに反する場合は政治倫理にも反すると判断していいと思う。こういう趣旨である。私はこの国家公務員倫理規程に基づいた判断が客観的な判断であると思うので、利害関係者についても、本件では契約との関係、利害関係者となる範囲として、契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、これから契約の申込みをしようとすることが明らかである事業者等、ここにあたるかどうかを判断する必要があると思う。そういう面で、茶師プロジェクトがどれくらい具体化したもので、そのプロジェクトを誰がしているのかというのは、この利害関係者の判断にも関わってくる。さらに、市長の関わり方というものに関しては、仮に利害関係者でないとした場合には、その他の者からの供応接待にあたるかどうか判断する必要があるが、茶師プロジェクトのメンバーと市長との関わり方というものは影響してくると思う。金額等も影響してくる。いずれにせよ、客観的な基準に従って判断していくことがまずは重要ではないかと思う、その上でさらに市民目線で国家公務員倫理規程に沿った検討が重要になってくるかと思う。</p>
議長	<p>要件、枠組みの確認は、委員のおっしゃるとおりかと思う。今回、市の職員がある程度主導的に市長を会合に巻き込んだ、巻き込んだと言うか参加させた形になっていると資料から読めるが、それは利害関係性に影響すると考えられるか。</p>
委員	<p>この取り扱いに関して言えば、市の職員の関わり方というのも影響しないとは言えないのではないかと思う。結局、市長への供応接待があったかどうかが問題になってくるかと思うが、その場合に、最初から市長を参加させるつもりがあったのか、たまたま流れで会合に出席することになったのか、そういう意味での職員の関わりを確認する必要があるかと思う。また、そもそもセグウェイの仲介自体をTさんがやっておられるので、そこは関与しているのは明らかであるが、直接政治倫理違反とは問題ないが、Tさんとのつながりの確認はしておく必要があると思う。</p>
議長	<p>今回の利害関係者の判断で、契約を締結しているわけでもなく、申込みをしているわけでもないので、そこは争いは無いと思うが、</p>

	申込みをしようとしていることが明らかかどうかの近さが問題というと、自然にやり取りがあつて会合に行ったかどうか、特にセグウェイの話は比較的最近出てきた事であつて、そこは市長に直接お聞きせざるをえないかと思っている。また、今日結論が出るわけではないが、供応接待の程度が問題になってくるかと思う。もちろん利害関係が無いとしても度を過ぎた供応接待であれば問題があろうかと思うが、今回の会合の中身と言うか、印象はどう思われるか。
委員	一面では供応接待、利害関係者という問題、だからこの様になっているかと思うが、他面で嬉野市をいかに発展させていくかという市長の役割というのもあるかと思う。だから、色々な人と会って話をすること自体は必要なことと思うし、自治体には存続が問われているところもあって、どの自治体でも同じ悩みを抱えている。嬉野市もその様な活動をされているかと思う。この件と不適切な関わりという両面を踏まえて、今回、政治倫理審査会で審議をする必要があると思っている。
議長	委員はその点について何か意見はあるか。
委員	市長の陳述書の中にもあるが、地域おこしとかで嬉野市を発展させていくために、漫画家のFさんとかお話ができてよかったですということを言っているので、参加目的はそこにあったのかなと思う。どういう方が参加されるのかと聞かれた時に漫画家とか述べておられるので、そこに入つてお話を聞いてみたいなというのもあって、あとの方はお聞きしなくて参加されたのかなという印象があった。
議長	委員は何かご意見はございますか。
委員	色々小さなところは実際に市長に話を聞いて明らかにすべきことが大事ではないのかなと思う。色々な資料を見ると、少し違いがある。そこらあたりも明らかにしていくことも大事ではないかなと思っている。
議長	委員にお尋ねしたいが、供応接待についての倫理規程上の枠組みでいった時にどのあたりを調査していくのか、市長にお聞きするのか何かご意見はあるか。
委員	仮に利害関係者では無いとした場合であるが、国家公務員倫理規程第5条の利害関係者以外の者等との間における禁止行為で第5条

	1項に「利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない」とある。利害関係者で無いとした場合であっても、これにあたるかどうかも判断する必要があるかと思う。利害関係者であれば、もちろん禁止行為に反することになる。その様に私は考えている。だから、この判断にあたっては、今回の会食が1回限りなのかというのも重要なところと思う。さらに金額についても社会通念上を超える金額なのか、実際これが社会通念からみて倫理違反と言えるようなものなのか、そこが論点と思う。そこの事実関係を明らかにする必要があり、陳述書だけではなく市長の話も聞く必要があるかと思う。
議長	供応接待の結論は出ないが、委員はどの様に思うか。
委員	私としては、7月3日に視察を決定して、7月9日に参加をした。そこの経過を順に説明していただくことが一番大事かと思う。そこで利害関係者に該当するのかしないのか判断をすべきだと考えている。また、何回も言うが、茶師プロジェクトとの関係が分かれれば利害関係者なかどうかの判断ができるのではないかと考えている。
議長	他にご意見はないか。この茶師プロジェクトのメンバーでKさんの陳述書を出していただければと思うが、現状のラインのやり取りや議事録で何かこのあたりを補足していただきたいとか意見はあるか。ポイントを絞らないと陳述書も書きにくいと思う。例えば、この議事録の中にはっきりとは書かれていないが、スポンサーの項目というのがあって、契約をするのであれば当然お金がからむが、そこらあたりもどこまで市を念頭に置いたものだったのか、議事録では少し書かれているので、私も判断できなかったところもある。
委員	先ほど言わされたKさんも大事ではあるが、実際に計画書を作成されたのはKさん以外ではなかったのではないか。
委員	ライン上で茶師プロジェクト関係書類の格納ドライブですということをされているのがMさんということで出ている。この方が主導的な方ではなかったのかなと思うが。そして、嬉野再訪に向かって前に資料送付という風にあがってきているので、その方が送っているのではないかと思う。それは6月23日ぐらいに出ていている。

	委員	今、委員が言わされたのは、調査請求書の添付資料3-2の3枚目の右側のラインのやり取りの中に書いてある部分である。
	委員	これはKさんが書いた部分ですが、もう1人いらっしゃると思うが。
	委員	基本構想はKさん以外のもう1人の女性の方がある程度主導されているではないのかと思われる。そのもう1人の女性の方にも聞いた方がいいのではと思うが。
	委員	Mさんですね。
	委員	Kさんについては、「Mちゃん、ありがとうございます」とお礼を言っておられる。それぞれの方がお礼を言われているので、この方が主導されているかと思う。
	議長	ちょっとここはよく分からなくて、ここで議論してもここでは分からないので、少なくともKさんに聞いて、Kさんよりも主導的に関わっていた方がいるとしたら、お願いするということでよろしいか。
	委員	結構です。
	議長	そうすると、資料としては大分出てきてはいるが、市長には陳述はいただいているが、それだけでは不透明、分かりにくいということでそういう共通理解でよろしいか。事務局の方にであるが、市長は次回予定している審査会に出席できるのか。
	事務局	出席についてはやぶさかではないと言う事を申しているので、日程が合えば大丈夫だと思う。次回の開催日程と合わせて確認させていただきたいと思う。
	議長	事実関係については次回ぐらいである程度出揃ってくると思う。当然、市長側からも何らかの反応があり、請求者の方からもあるので、次回あたりで事実関係の方はある程度確定して、内容が実際に基準に抵触しているかどうかの判断をある程度進められればと思っている。市長も来ていただいて、事情を聴く時間にもありますので、委員としてはそのように考えていただければと思う。今回の審査会で出た論点として、補足でご意見はないか。特に今回補足で調査を

	<p>しておく点はないか。なければ、本日の審議で出された意見を確認した上で事務局に指示したいと思う。</p> <p>では、本日の審議はこれで終わりたいと思うので、最後に事務局から本日のまとめの発表をお願いする。</p>
事務局	<p>本日は疑義審査をしていただいた。その中で、茶師プロジェクトについてもう少し詳しく情報を知りたいという事であったので、事務局の方で調査依頼をすることになるかと思う。これについては、会長から発言があったとおり、事項について会長に確認して、調査請求を求めたいと思っている。また、市長に直接話を聞きたいという事であったので、市長のスケジュールを確認してみたいと思う。今後も審議を継続されるという事の内容と思っている。</p>
委員	<p>調査の件で1点お願いがある。今回関わられた職員が2名いらっしゃるが、その2人が茶師プロジェクトに対してどれくらい認識を持たれていたのか、改めて調査をお願いできたらと思う。</p>
議長	<p>それではその点も調査項目に追加するようにお願いする。</p>
その他	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	2. 議事（5）その他		
内容		嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり、次回開催日程等の調整がなされた。	
審議経過	議長 事務局 議長 事務局 議長	<p>その他に委員や事務局から何かないか。 市民団体から審査会に要望書が出されているが、これについては具体的にどれなのか。</p> <p>メールで審査会長あて、審査会あて、事務局あてにあっては、それについては、検討、対応をしていきたいと思う。</p> <p>それでは次回日程について事務局からお願いする。</p> <p>次回の審査会日程であるが、2月14日本曜日の午後に開催したいと思うが、委員の皆様の御都合はいかがか。ただし、次回については、市長から直接お話を聞くという事であったので、市長のスケジュールの方も確認して、それでよければ確定させていただく。 もし、調整が必要であれば、委員の皆様に日程調整をさせていただきたいと思う。また、時間や場所については決定次第に連絡させていただくので、よろしくお願いする。</p> <p>以上で本日の審議はすべて終了する。ご協力ありがとうございました。</p>	
その他			

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議題	4. 開会		
内容	事務局より開会を行った。		
審議経過	事務局	本日は、長時間にわたり慎重審議を行っていただきありがとうございました。調査事項について事務局に指示があったものについては、整理して手続きを行わせていただきたいと思います。 本日は、お忙しい中にご出席いただきありがとうございました。	
その他			

資料 2

第3回政治倫理審査会より事務局へ依頼があった事項及び回答

- 1 「茶師プロジェクト」に係る経緯、基本構想及び嬉野市との関連について
K氏の陳述書

【回答】 別添陳述書のとおり

- 2 会食を共にした市職員2名の茶師プロジェクトに対する認識の確認

【回答】 別添陳述書のとおり

陳述書

嬉野市政治論理審査会 御中

まず私の経歴を述べさせていただきます。

[]()旧姓は []。 ()内は本名でして普段は []と名乗っております。

嬉野市嬉野町出身。

高校卒業まで嬉野。

タレントモデル業を経てタロット占い師をしながら、約2年間営業([])のお手伝い、ゲーム企画会社営業([])今年9月まで、現在10月より医療用音声病態分析の研究をしている[]の社員として広報担当。

以上となります。

次にご依頼頂いた件につきまして

①茶師プロジェクトが進められた経緯

私がプライベートでの遊び仲間の中で、4月の嬉野観光ツアーに来て下さった方が中心です。もちろん私も含め観光旅行は皆さま実費です。

ツアーメンバーは一般の主婦の方も2名参加していますのでツアーの趣旨が観光目的だったと言うことはご理解頂けるかと思います。

本来嬉野で同級生で友人でもある[]さんが案内役だったのですが急遽お仕事で代わりに[]さん達が案内してくれたので、お礼も兼ねて東京にいらしたらみんなでまた集まりましょうという流れになりました。

その流れの中で、メンバーの一人である[]さんがアニメ好きということもあり、なんとなくのノリで茶師プロジェクトという名前になりました。

同年5月にツアーメンバー中心でカラオケボックスに集まったことはありますが、殆どの人がお酒を飲んだ上での冗談話しが中心で、企画会議というようなものではありませんでした。

その後、平成30年7月9日にセグウェイ試乗会と夜の会食を企画しました。

私は元々人をつなぐのが好きでセグウェイ試乗会以外にもVR体験会や人の誕生会などをよく企画しています。今回もそういう事の一つに過ぎません。

セグウェイ試乗会につきましては、元々私とセグウェイジャパン社の会長とは友人関係の交流があり、それ以前にも他の遊び仲間メンバーを集めて企画したこと也有ってやってみたいという要望が多く、その経緯となりました。

ですのでそういう意味では4月の嬉野ツアーと7月のセグウェイ試乗会との関連性もあまりありません。村上市長につきましては特に意識はしてませんでしたが、当日著名な漫画家である[]先生が夜の飲み会に参加するという事を市長が知り、急遽参加されることが決まったようです。

懇親会では嬉野市のアピールを強く語られていたのが印象的でした。

②茶師プロジェクトの基本構想があったのか、あればその内容

そもそも普段の遊び仲間の旅行で盛り上がった余韻で作られたグループ LINE のネームですので計画性などあるわけもなく、[REDACTED]さんは一番盛り上がってましたが他のメンバーは終始聞き流している状態でした。私は元々[REDACTED]さんの友人ということもあり、なんとなく合わせている感じでしたが他の企業メンバーの方々は誰一人具体的な提案のお手伝いをする人はいませんでしたので、私もそのうち熱が冷めしていくのを見守っている状況でした。
勿論、私は嬉野の出身者ですので嬉野市にとって良い企画が発足して嬉野市の発展の為になるのであれば、良いことだとは思っておりましたが、それと本件の話は全く別物です。

③嬉野市の事業として進められていたのか、進める計画があったのか。

嬉野市の職員の方とは具体的にアニメ企画の話をしたことなど一度もありません。

LINE 上に[REDACTED]さんが企画書のようなものをアップしましたが、それに対して市役所側の方々の意見を求めた事もありません。

勿論、正式な見積書や提案書といったものも嬉野市役所に提出した事はございませんし
提出していないのですから市長も認識していないと思います。

ほとんどアニメ制作に関して素人である[REDACTED]さんや私がそのようなものを作れるはずもございませんし
本当にアニメを作るのであればその道のプロにお願いするのが道理かと思います。

他のメンバーの方々がそれらに協力なかったのは上記にも述べている通りです。

皆さん本業が忙しい方達ばかりですし、素人の遊びに付き合ってるほど暇でもないというのが本音だったのかと思います。

今回の件につきましては、私は純粋に嬉野市の素晴らしい所を少しでも広めようという一心で嬉野ツアーや懇親会を企画したわけですが、この様な誤解をされ、とても悲しい思いですが、これからも嬉野市の発展を心より祈っております。

以上、間違いございません。

平成31年2月5日

氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

陳述書

1 茶師プロジェクトへの関わりについて

平成30年4月に [REDACTED]さんや [REDACTED]さんが嬉野に来られた時に、[REDACTED]さんが嬉野を舞台にしたアニメが出来ればいいねとの話をされました。アニメ制作について無知であった私は、興味を持って話を聞きました。私は、嬉野市にとっていいことだと思い、これまで嬉野市が映画やドラマのロケに対して現地協力してきたことを話しました。

その後、茶師プロジェクトのLINEグループの中で、議事録などが投稿されていることは知っていました。東京の方々で進められている話なので、私は、実現すれば嬉野にとっていいことだと思っていましたが、具体的な提案もなく、計画の実現性は無いと思っていました。

以上、間違いありません。

平成31年 2月 6日

氏名 [REDACTED]

字句の訂正

平成31年2月5日

嬉野士政治倫理審査会会长 殿



平成31年1月25日付け陳述書につき、下記のとおり、字句の訂正を致します。

記

1. 陳述書 1頁17行目

「平成29年」を「平成30年」に訂正する。

以上

陳述書

1 茶師プロジェクトについて

茶師プロジェクトグループラインには、2018年6月27日(金)に招待され、参加しました。東京での会食時にも茶師プロジェクトの話がなかったので、当時、茶師プロジェクトの内容については知りませんでした。

以上、間違いありません。

嬉野市政治倫理審査会会長 様

平成31年2月5日



誤記の訂正について

2019年2月2日

姫野市政治倫理審査会
会長 吉田一穂 様

九州大学名誉教授

斎藤文男



1月30日付「鎌足意見書 その2の神足」に
被請求者手続代理人・鬼橋正敏弁護士とあ
るには、鬼橋正敏弁護士の誤記につき訂正
します。

鑑定意見書その3

2019年2月4日

嬉野市政治倫理審査会
会長 吉田一穂様

九州大学名誉教授
斎藤文男

1 第三者の「弁明」について

そもそも政治倫理条例は、政治倫理審査会の審査に代理人制度を認めていす。政治倫理にかかる弁明は、本人のみがすらう以上、審査は本人の口頭陳述により行われるべきものだからだ。第三者の「弁明書」の提出をもって代行しうるものではない。

したがって、審査会は本件に因し「被訴者代理人」「被訴者手続代理人」すな弁護士が作成・提出した「弁明書」と審査すべきではない。これら書面は、条例が認めない第三者の「弁明」であって、無効だからだ。

もちろん、審査会は必要があれど関係者を調査し、これに応じて関係者は意見を述べ、資料を提出することはできる。しかしすがら、事実認定とその法的評価（事案への条例の解釈・適用）は審査会の専権事項であって、第三者が専題の事実行為につき、本人に代わってあれこれと「弁明」する筋合いのものではない。

したがって、本件「弁明書」(1)～(5)、「証拠説明書」等の

書面の大部分は事実認定にかかる瑠璃守経緯に終始しており、しかも本人の「弁明」はすいいから、審査会はこれら「証拠」として審査すべきではない。

また、法解釈について不明瞭な点があれば、審査会は専門家の鑑定意見を求めることがでできる。わが国には政治倫理条例以外に「政治倫理法」するものはなく、倫理法規に関する学説・判例などをあわせてといい(政治倫理条例に関する単行本は、拙著『政治倫理条例のすべて』(人の友社刊のみ))。そのため、法律実務家にとって政治倫理条例の解釈は決して手慣れた業務ではないからだ。

なるほど、本条例の解釈については、被請求者の代理人弁護士も書面により意見を述べることはでできるが、されば端的にいえば「調査請求」に対する「反論書」とあって、「弁明書」とはない。重ねていうが、「弁明」は第三者が「代理できないからだ。

2 請求者側の意見書について

調査請求者は本来ならば、審査会の審査の場で意見を陳述すべきものだ。しかし、審査前に、「弁明書への対義、指摘等の書面を審査会に提出したのはや否をえまい」た。

被請求者の代理人弁護士が先に「弁明書」を提出して、請求代表者と談判としたことは「重大な瑕疵」であり、「請求者側において、適切な専門家の助言を仰ぐ」普、僅かの注意や

や解釈の努力をすれば誤ることはなかったはずである」(弁明書)と指摘していたため、請求者側も代理人弁護士を立て争わざるをえなかつたのだろう。その結果、審査の開始以前から、早くも本業をめぐる意見書合戦の様相を呈するにいたつた。

この混乱の責めは、審査が請求者と被請求者本人の口頭陳述により行われるべきものであるにもかかわらず、「適切な専門家の助言を仰ぐ等、僅かの注意や解釈の努力」を怠り、第三者による「弁明書」と作成・提出した被請求者の代理人弁護士にある。これこそ「重大な瑕疵」であり、弁明書を「無効」とするのではさいか。

3 鑑定意見書について

鑑定意見書についても、一言断つておく。

筆者が今回の「意見書合戦」に参入と余儀なくされたのは、当初、市総務課長から専門家で相談があつたこと(ただし、議員は審査請求の代表者にりうるが、その場合の署名の効力いかんの2点のみ)。他の事情は一切説明なし)に加え、筆者の著書や見解が誤用されている旨と請求者側から知らされたためだ。

法律学者が公けにした見解を、事もあろうに法律家が曲解・流布することは許せまい。鑑定意見書とあえて提出したのは、その誤りを正すためだ。審査会は、このいさぎと了と

されたい。

4. 条例4条1項2号の解釈について

審査会における審議の焦点は条例4条1項2号の解釈・適用にあるようだが、この点をめぐる議論は著しく混亂しているので、改めて解説しておく。

本号は、市長等・議員の「地位利用による金品の授受」を禁じている。地位利用による金品の授受とは、相手方が市民等・議員であることを知ったうえで、有利な取計をしてもらおうとの下心で金品を供与し、市長等・議員がこれを收受することをいう。

この規定の解釈にあたっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 利益を受ける側(市長等・議員)に「地位利用」の意識を要下さい。

たとえば、積極的に利益提供者と接触し、利益提供を求めることはもちろん、地位が利用されているとの認識も不要だ。俗にいう「ワキが甘くて、つけ込まれる」場合を含む。

(2) 有利な取計について、明示の申出を要じまい。

いわゆる「魚心あれば水心」ということもある。たとえば、「就任の挨拶」や「お(ごんぞうじく)と用件をあいまつてし、職員採用のあっせん料は1本(100万円)2本と取扱えるのが通例だ。」

(3) 利益供与と有利な取計の対価性を要下さい。

利益供与と有利な取扱いの関連性を隠すために、わざと盾を置くことも多い。それどころかときには利益供与は受けたが有利な取扱いがなされない場合（手配をさせられたが試みたが失敗した）もある。しかし、本号は、有利な取扱いの有無にかかわらず、利益の「授受」をもって足りる。

(4) 利益の授受は「耳得」に関連することを要しない。

本号は、「その取扱いに關して」(1号参照)ではなく、「その地位を利用し」と規定している。したがって、利益の授受と「耳得」との関連や、接触の場が公的か私的かも問わない。

実をいうと、以上の諸点は、刑法の贈収賄罪の成立要件だ。つまり、・贈賄の認識、・請託（有利な取扱いの申し入れ）、・対価性（有利な取扱いと利得の対応關係）、・耳得との関連性がなければ（立証されなければ）、贈収賄罪には該当しない。

これに対して、本号の「地位利用の金品の授受」は上記のとおり、これらを要件としない。わかりやすくいえば、贈収賄より適用範囲が広い。なぜか？ 要するに、収賄罪として解せられなくとも、政治倫理に反する私腹肥やしは許せないので、政治倫理条例で広く「地位利用の金品の授受」を禁じたわけだ。だから、その違反を阻害されるのは、私腹を肥やした公取者だけだ。刑罰を科せられることもあり、だが、その政治・道義責任が追及されるだけだ。

このように、贈収賄と「地位利用の金品の授受」は法概念が異なり、その規制の目的も方法も異なるから、前者の法解釈を後者に準用するし援用することは許されない。

いまさら、こんな初步的で論取は法律家には「最初に説法」の
はずだが、政治倫理法規と扱うことの多い実務家も多いので、
あえて強調しておく。

(5) 「金品の授受」には酒食の提供が含まれる。

「金品」とは、金銭および物品をいう。物品は酒類・食事等を含
み、その場で消費するか、持ち帰って消費するかを問わない。

わざわざ、「いかなる「金品の授受と規定するのは、物品の種類
消費・使用の態様、その時期や場所にかかるわらすの意だ。

もちろん、酒食の提供者は市と「利害関係」をもつ業者に限られ
ない。規定は提供者を特定していないからだ。

ところが、ここで国家公務員倫理法・同規程の「利害関係者」
による供広接待の接受禁止と引合いに出し、本件の酒食の提
供者は市と利害関係をもつか否かが争われている。これは見当
違いの愚論だ。

そもそも国家公務員倫理法・同規程は、政治倫理条例とそ
の立法目的、規制の対象、方法を異にし、地方公務員に適用
されない。すなはち、前者は、国家公務員一般取の「行政倫理」
の確保を目的とするものに対し、後者は、地方公務員特別取
(政令取)の「政治倫理」の確立を目的としている。行政倫理
とは、一般取公務員が法令を遵守し、上命下服の行政規律
に服し、取務に専念し、信用失墜行為をしないことという。こ
れに対して、政治倫理条例における政治倫理は、特別取
の地方公務員(市長等・議員)が「市民全体の代表者」としての自

覚をもち、「いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行使して、自己又は第三者の利益を图らまい」という(条例の目的規定)。

ところが、行政倫理の違反に対するは、任命権者(処分者)による処分があるが、政治倫理の違反に関するは、選挙で選ばれた特別取扱えに身分が保障され、その出処遮断は原則として本人に尋ねられる。それだけに、市長等・議員の政治倫理責任は重大であるにもかかわらず、不正・腐敗があとを絶たない。政治倫理条例を制定し、政治倫理整備を始めたのは、そうちた不正・腐敗を防止するためだ。

本条例文系1項2号はその立法趣旨に照らして、上記のよう
に解釈されねばならぬ。

(たゞって、例えは・会食の相手が市の「利害関係者」ではな
いとか)・応酬の「対価」(費用の誤り)と費担(たとか)・業者
の請託(有利な取扱いの申出)はなかったとか)・会食への出席は偶然だったとか)・会食は個室でとは思やまなかつたとか)
・会食は私的懇親会だったとか)・供された食べ物にはほど
んど手をつけなかつたといった弁明は、2号の該当性を免れ
る理由にはまらぬ。

政治倫理条例の主要な役割ある審査会は、本条例の適
正な解釈・運用によって、その権威と市民の信頼を得られる
よう心から期待する。

以上

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

[REDACTED] 氏 1月 25 日付陳述書における疑問点等

2019年2月8日

「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎誠一

[REDACTED] 副課長が 2019 年 1 月 25 日付で提出した陳述書に以下、疑問点等を挙げる。なお、[REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏の陳述書は 2 月 1 日の第 3 回政治倫理審査会終了後に請求者が求めて初めて渡された。墨塗りなしの資料 3 は未だにもらっていない。事務局（嬉野市総務課）の不公正さを強く非難する。

陳述書 [REDACTED] さんや [REDACTED] さんらとの出会いは、平成 29 年 5 月でした】

→ 第 3 回審査会において 自ら L I N E のスクリーンショットを提出しているのに、日付がデタラメだ。 平成 30 年 4 月 22 日午後 9 時 39 分に「茶師プロジェクト」に参加している【調査請求書別添資料 3 の 2】。最初の嬉野ツアーは嬉野茶の「茶師」に光を当てる企画を構想するために行われ、実際にカリスマ茶師の [REDACTED] 氏と会っている【第 2 回審査会資料 6】。その中でアニメで茶師を取り上げる案が浮上し、L I N E グループ「茶師プロジェクト」が作られた。[REDACTED] 氏は当初からグループに参加していた。グループ内でのやり取りやファイルは即時的に共有されている。

陳述書「私は、嬉野のまちづくりや発展のためには大切な理解者・協力者であると考え、その後も連絡を取り合い、平成 29 年 8 月に東京下北沢で、行った嬉野茶のイベントにも顔を出していただきました」

→ 私的な交友関係ではなく、市の業務に資する関係者として捉えていたことを示す。

陳述書「その後も []さんは 1 度、 []さんは 2 度嬉野にいろいろな職種の方々を連れてきていただきました。私はその度に同行アテンドし交友を深めてきました」

→事実関係が違う。[]氏は 4 月の訪問のみで、[]氏は 4、6 月の 2 回。この陳述だと 7 月 9 日の会食前に、[]氏が計 2 回、[]氏が計 3 回嬉野市を訪問したことになる。同行アテンドはいずれも勤務時間中に行われている。建設・新幹線課まちづくり推進室の業務の一環であり、肩書を抜きにした私的な交友関係では全くなかった。

陳述書「平成 29 年 6 月 24、25 日に []さん []さん []さんの 3 人で嬉野に来られた時には、『セグウェイジャパンの []』を知っているので紹介できます。一緒に視察しませんか?』とお誘いを受けました。嬉野市としても次世代モビリティについて興味がありましたので、私は『是非繋いでほしい。』とお願いしました」

→セグウェイジャパンの社長は [] 氏であり、会長ではない。事実関係に誤りが多く、杜撰な陳述書だ。嬉野市として次世代モビリティの事業に取り組みたいということであり、まぎれもなく業務の範疇である。だからこそ、公務出張になっている。しかし、村上大祐市長の 1 月 29 日付陳述書では「これは、以前から、[] 氏が新幹線関連のまちづくり視察の一環として、同社へ訪問を打診していたものです」とあり、食い違いがある。

陳述書「その後私が市長へ、セグウェイの視察に行くと報告したところ、市長は、自分も参加したいとのことだったので、私は、7 月 3 日に []さんへ同行者の追加をお願いしました。このような中で、東京ベイコートでの食事会が行われるようになったのです」

→これはいつなのか。村上市長の 1 月 29 日付陳述書では「この出張の直前、市職員の [] 氏から、神奈川県海老名市の『セグウェイジャパン』への視察の日程が 7 月 9 日に決まった、という連絡が入り、急速、予定を早め、東京

出張が決定しました」とあり、食い違いがある。また、6月26日にすでに東京ベイコート俱乐部での「部屋飲み」は決まっていた【調査請求書別添資料3の2】。

陳述書「既に交友を深めていた[]さんや[]さん達が、私達がセグウェイジャパンの[]との面談のために上京することになったので、せっかく東京に来るのだから、これまで嬉野に来られた方々に声をかけて食事会を計画してくれたのです。私は、当日セグウェイの視察の帰りに市長に対し食事会へのお誘いをしました」

→なぜ、セグウェイで一緒だった[]氏、[]氏の頭ごなしに[]副課長が食事会に招待するのかが理解できない。なぜ、視察の帰りなのか。

陳述書「会場や食事は、先方が準備し、それぞれ飲み物を持ち寄るという形の会合でした。私は、[]主査と共に、嬉野の地酒を2本持参して提供しましたが、皆さんから大変喜ばれました」

→会場や食事が相手方の負担であることは認識していた。「応分の負担」という趣旨で地酒2本と主張しているのだろう。市長の陳述書では「東一」とのことだが、いつ、どこで、だれが、いくらで買ったのか。

相手方が利害関係者ではない会食において、厳格な割り勘である場合、公務員倫理規程に抵触しない可能性もある【第4回審査会資料1「国家公務員の倫理保持のためのルール」5ページ】。しかし、会場がお台場の会員制リゾートホテルの最上級客室であり、見合う金額を支払ったと言えるはずもなく、また、宿泊までしていることから「無償の役務の提供」を受けており、完全にアウトである。

先に述べたように[]副課長は、茶師アニメ発案者の[]氏らの2度に渡る嬉野ツアーや[]との仲介や視察の同行・支援を[]、[]両氏に頼んでいる。今回の公務出張ができたのは[]、[]両氏のおかげであった。嬉野市

建設・新幹線課まちづくり推進室長という[REDACTED]氏の肩書抜きの私的な交友関係であったとは到底言えない。

陳述書「22時過ぎ、私は、その場を盛り上げるために、浴室に行き泡を発生させた中に入りました。当初[REDACTED]主査にその指示を出しましたが『さすがに初対面なので[REDACTED]さんお願いします。』と言われ私が行いました。その場の皆さんが盛り上がり、他の方が空のボトルとグラス(中身は日本酒)を持ってきてふざけあって写真をとられました」

→自ら進んでポーズを取っていたことは明らか。公務員倫理規程における「勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動すること」に反した信用失墜行為と言える。

陳述書「これらのことは、みなさん嬉野に来られて嬉野を理解し、嬉野の発展に協力してくれている仲間として交友を深めていた間柄であったため、いわば仲間内の懇親会のようなもので、他意もなく、お酒を持ち寄って『部屋呑み』し、多少ふざけあっていたという性質のものだったのです」

→村上市長の陳述書ではいずれも初対面、[REDACTED]氏も関係者とはほぼ初対面だった。交友を深めていた間柄であるとか、仲間内という説明は偽りである。[REDACTED]氏の陳述から公務員としてあるまじき行為だったという反省は全く見られず、実際に市も何ら処分していない。今回は写真やLINEのやり取りなどが公益通報されたために奇跡的に問題が発覚したが、このような公私混同の酒宴を繰り返していたであろうことは想像に難くない。

陳述書「当日は皆さん先日の九州豪雨のことを心配され、私が撮った被害の写真や動画を見せて説明を行ったりはしましたが、それ以外に、アニメ制作の話などは全くなく、単に交友を深める場であり、私が市長とまちづくり担当の[REDACTED]主査を参加者の皆さんに紹介した仲間うちの懇親会でした」

→7月6日には「数十年に一度の大雨」を示す大雨特別警報が佐賀県に初めて出され、嬉野市も被害に見舞われた。こうした中、あえて行うべき出張であつ

たのか疑問がある【第2回審査会資料16、同23】。

██████氏が室長を務めていた建設・新幹線課まちづくり推進室では、嬉野創生機構にプロモーションビデオなどを発注しており【説明会開催請求別添資料6の1】、ご当地アニメ制作【調査請求別添資料3の3】も完全に業務の範疇であった。つまり、アニメを企画していたのは「所管する業界において事業を営利目的で営む企業」であり、利害関係者である【第4回審査会資料1「国家公務員の倫理保持のためのルール」】。

██████副課長が「嬉野創生機構」の事業を自ら企画立案し、予算を付けて税金を「消化」する実績を積み重ねてきたことは第2回審査会で既に明らかにした【第2回審査会資料11】。

茶師プロジェクトのLINEグループではアニメ制作会社「天狗工房」社長の██████氏が「何かしらのカタチにして よい前例が作れればと！！ 激烈よろしくお願ひします！！」と述べ、ゲーム会社「ハイド」社長の██████氏が「何まずは、なにかしら実行&実施することかとおもいますので！ █████さんの各種提案は、その後の拡散等考えると 非常によいご提案と個人的に感じておりますw（激烈！） さすがです！」と続けた後、██████副課長が「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう。」発言している【調査請求書・別添資料3の2】。しかし、村上市長、██████、██████両氏の陳述書では、██████が参加したことや会話の内容に一切触れておらず、不自然である。実際問題、この期に及んで真実を正直に述べた陳述書を期待する方が無理というものが。

仮にアニメの話が出ていないとしても、陳述書の通り「市長を皆さんに紹介」したことで会食の目的は達成されているのである。市長という絶対的な権力を有する者からすれば、今回の会食の相手方はいずれも利害関係者に他ならない。

2019年2月8日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

〔**氏**〕2月6日付陳述書における疑問点等

「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎誠一

〔**主査**〕が2019年2月6日付で提出した陳述書に以下、疑問点等を挙げる。

陳述書「平成30年4月に〔**さん**〕や〔**さん**〕が嬉野に来られた時に、〔**さん**〕が嬉野を舞台にしたアニメが出来ればいいねとの話をされました。アニメ制作について無知であった私は、興味を持って話を聞きました。私は、嬉野市にとっていいことだと思い、これまで嬉野市が映画やドラマのロケに対して現地協力してきたことを話しました」

→プライベートの趣味の話ではなく、嬉野市として協力することができる旨を示唆しており、アニメ企画が建設・新幹線課まちづくり推進室の業務に直接関わりを持つことを示している。

陳述書「その後、茶師プロジェクトのLINEグループの中で、議事録などが投稿されていることは知っていました」

→議事録では以下のようにアニメ制作に必要な資金の目安、スポンサーとして嬉野市や嬉野創生機構を見込んでいたことが明記されている。この議事録に目を通しているのだから、アニメ企画者サイドの思惑も承知していたということになる。

④スケジュールについて
予算を取つてからの決定。

備考：アニメ一本（30分の枠）で大体 1,500万円。

⑤ スポンサーについて

広範囲に散らばらない、あまり口出しをしてこない、要素だけ渡して後はお任せ、嬉野市全体が活性化すればいいという考え方の人。可能性のある打診先は以下の通り。

- []さんの会社を通して

- . 嬉野市役所
- . 嬉野観光協会
- . 嬉野の民間企業
- . 嬉野茶協会（あれば）
- . 地元メディア（佐賀テレビなど。余らせている予算・枠があればそこをもらう）
- DMM 社長（決定後、役所を通して。企画は欲しがっている）
- スタジオぴえろ（決定後。アニメ制作にも協力してもらえる可能性有）
- 銀行
- []さんからの紹介

嬉野市：

- 嬉野サイドの企業情報（ライバル関係、今後の展望など）
- 民間のスポンサー（所感で、どこでどのくらいとれそうか）
- 嬉野協会的の概要（どれくらい、それぞれ何を目的としているのかなど）
- 嬉野市でとれるプロット制作の予算

[]さん：

- どう絡みたいか、どういう絡み方をしてほしくないか
- []さんの会社を使って進めることは可能か否か（銀行から出資してもらう際に使わせてもらうなど）
- 地元メディアの情報（書簡で、余らせている予算・枠などはあるのか）
- 地元メディアへのコネクション（どこにどの程度あるのか、交渉は可能なのか）

陳述書「東京の方々で進められている話なので、私は、実現すれば嬉野にとつ

ていいことだと思っていましたが、具体的な提案もなく、計画の実現性は無い
【と思っていました】

→6月に茶師アニメ発案者の[REDACTED]氏、アニメ制作会社「天狗工房」社長の[REDACTED]氏らの嬉野ツアーをアテンドした際、[REDACTED]氏は企画さえ出してもうれば予算は通すと発言し、前のめりであったことが複数の証言から明らかになっている[REDACTED]の陳述書】。証言が具体的であることやL I N Eのやり取りと合致している点を重視していただきたい。

市への提案は茶師プロジェクトのL I N Eグループを通じて常態的になされていいたと解すべきである。[REDACTED]氏においてはフェイスブックのメッセンジャーグループで市の発注業務を嬉野創生機構の[REDACTED]代表に伝達するなど、受注発注に正式ルートを必要としていない【第2回審査会資料12、同11の3ページ】。

会食後、[REDACTED]氏は「[REDACTED]さん [REDACTED]さん 東京でまた握手ができるよかったです！！ 何かしらのカタチにして よい前例を作れると！！ 激烈よろしくお願ひします！！」とメッセージを送っている。

会食で6月訪問時の話に続く議論があったのではないか。大枠で言えば、茶師プロジェクトに参加する事業者が、嬉野市と連携して何らかの事業を行おうという意思表明があったということだ。「天狗工房」が群馬県みなかみ町とタイアップして温泉を擬人化した「ご当地アニメ」の制作実績があることを踏まえれば、茶師プロジェクトが絵空事ではなかったことは間違いない【第4回審査会資料2「天狗工房制作実績、ご当地アニメも】】。事業者側は、嬉野市で押さえるべき本命は[REDACTED]副課長だと十分承知していた。村上大祐市長は[REDACTED]副課長の提案に異を唱えなければよい。従って、会食で具体的な提案が示される必要はなく、市長との顔合わせができたことで「お墨付き」が得られ、利害関係者の目的は十分に果たされたのである。

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

[REDACTED] 氏 1月 25 日付陳述書における疑問点等

2019年2月8日

「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎誠一

[REDACTED] 主査が2019年1月25日付で提出した陳述書に以下、疑問点等を挙げる。

陳述書「参加者については、[REDACTED]副課長の友人であるとの説明を受け、業務の発注等もないため、特に利害関係者でもなく、本会食については個人的な飲み会という認識でした。面識については三人のみ一度お会いしている程度で、その他の方とは初対面でした」

→きわめて不自然な陳述だ。通常は「本会食」などと口にしない。言い訳に終始している。

陳述書「ホテルに設置されているドリンクには一切手をつけませんでした」

→ルームサービスでシャンパン（チリ産ロゼのスパークリングワイン）が提供されており、純粋な持ち寄りではない。会場のコストが度外視されており、公務員倫理規程に抵触することは明らか。

陳述書「食べ物については、おそらくではありますが、[REDACTED]氏が用意いただいたものをいただきましたが、半分程度は残っていたと思います」

→[REDACTED]氏は6月27日午前8時58分にLINEグループ「茶師プロジェクト」に参加している。従って[REDACTED]氏の「会費 無料（オードブルは用意させて頂き

ますが可能であれば飲み物、お酒とか持参で来ていただけとありがたいです
う～！)」「宿泊の方：[REDACTED]さんと[REDACTED]さんには朝食を付けますとのと最上階のス
パもおつけします（中略）精算済にしておきますので1Fのエントランスロビ
ーで『精算済です』とお伝え下さい」「私が宿泊者に入っているのはホテル側に
言うのに便宜上入れてるだけ（ゲストさんのみですと宿泊費が1.5倍になっ
てしまい都合上^^;）ですので私は宿泊しません」との記載を読めている。

従って陳述は虚言であり、公務員倫理規程に反していることを知りながら会食
に参加し、宿泊していることを隠している。半分しか食べていないから、オ
ードブルの費用は半額に換算しろと言いたいのであろうか。

陳述書「写真については、参加者から風呂の話しが上がり、[REDACTED]副課長に入浴
するように話が振られましたので、本意ではなかったと思いますが、場を盛り
上げるために対応されていたように思います」

→[REDACTED]氏の陳述書「22時過ぎ、私は、その場を盛り上げるために、浴室に行き
泡を発生させた中に入りました。当初[REDACTED]主査にその指示を出しましたが『さ
すがに初対面なので[REDACTED]さんお願いします。』と言われ私が行いました。」と大
きく食い違っている。言い訳めいており、信憑性に乏しい。

陳述書「会食中の会話の内容については、個人、仕事、当日の視察内容などで
した。また、嬉野市にかかわらず地方のまちづくりに関しての進め方、考え方
など嬉野市の発展に非常に参考となる話はありましたが、いずれも事業に関す
る具体的な提案ではなく、広く一般的なものでした」

→具体性を欠き、作文臭がひどい。顔合わせが主目的なのだから、具体的な提
案がなされる必要はない。[REDACTED]主査は上司の誘いとは言え、公務員倫理規程に
反した会食・宿泊に参加した責任は免れ得ない。[REDACTED]副課長が悪弊の根源
だとしても、部下がマネをし、市のトップと一緒に興じるに至っては、自浄作
用など期待すべくもない。議会もしかりである。ゆえに市民は政治倫理審査会
に問うている。新聞記者という経歴を持ちながら、就任からわずか5カ月で嬉
野市のただれた公務員倫理に輪を掛けた村上大祐市長の政治倫理上の責任は不
間に付されるのか。あり得ない判断である。